

社会福祉法人 長寿の森

女性活躍推進法にかかると行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のとおりに
行動計画を策定する

○ 計画期間：令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

○ 目標 **年次有給休暇の平均取得日数を7日以上とする**

○ 対策・実施時期 令和4年4月～

① 有給休暇を取得しやすい職場環境作り

- ・ 有給休暇促進に向けた周知、呼びかけを全体に行うとともに、各所属長からも積極的に取得を促し有給休暇取得しやすい職場の雰囲気づくりの改善を行う。

② 年次有給休暇の取得方法の検討

- ・ 年間を通し全職員が分散して取得することで偏りなく平等に全職員が取得できるよう、毎月の勤務表作成時に計画的に有給休暇付与していくようにする。

情報の公表

女性の活躍に関する当法人の現況

- 労働者に占める女性労働者の割合
- | | |
|-------|-------|
| ・ 常勤 | 87.2% |
| ・ 非常勤 | 74.5% |